アンコンシャス・バイアスに気付こう！

アンコンシャス・バイアス（unconscious bias）は、日本語で「無意識の偏ったモノの見方」を言います。他にも、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識バイアス」などと表現されることもあります。

＼それ、“アンコンシャス・バイアスです”／

Q：アンコンシャス・バイアスは何が問題でしょうか？

A：アンコンシャス・バイアスに気付かずにいることで…
- そこから生まれた言動が知らず知らずのうちに相手を傷つける
- 成長やキャリアに影響を及ぼす
- 自分自身の可能性を狭めてしまう

などがあります。

Q：では、アンコンシャス・バイアスは解消できるものでしょうか？

A：具体的な対処法として、以下の３点があります。
- 決めつけや押し付けをしないこと
- 相手の表情や態度の変化など「サイン」に注目すること
- 自己認知をすること

が挙げられます。

アンコンシャス・バイアスの正体は「自己防衛心」です。

脳が無意識のうちに自分にとって都合の良い解釈をすることによって起きています。アンコンシャス・バイアスに気付こうと、一人ひとりが意識することが大切です。

アンコンシャス・バイアスに気付くことは、一人ひとりがイキイキと輝く社会への一歩!!

参考元：内閣府月間総合情報誌「共同参画」2021年5月号
内閣府男女共同参画局HP

パートナーシップ宣誓制度申請手続きが一部簡略化されます！

パートナーシップ宣誓制度とは？

LGBTなどの様々な事情によって、婚姻の意思はあっても現行の婚姻制度の対象にならない方々が、お互いを人生のパートナーとして認め合い、協力し合う関係であると宣誓したことを証明する制度です。

令和6年4月12日、本市を含む埼玉県内62市町村は、**「埼玉県市町村におけるパートナーシップ制度に係る連携に関する協定」を締結**しました。

※Ally（アライ）…LGBT等のことを理解し、応援する人

連携を結んだことで今後の申請手続きは

協定する自治体から転入した場合、簡易な手続きで引き続きパートナーシップ制度をご利用いただけます。

パートナーシップ宣誓制度について詳しくは、市ホームページをご確認ください。

売春防止法から困難女性支援法（新法）へ

困難女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）が令和6年4月1日に施行されました。

困難女性支援法とは…？

- 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図る。人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与する。
- 売春防止法に基づく婦人相談所を「女性相談支援センター」に改称する。女性の立場に合わせた相談や一時保護を行い、医学・心理学的に援助する。
- 国には女性支援の基本方針、都道府県には基本計画の策定が義務付けられ、市町村には基本計画の策定が努力義務となる。

☆**売春防止法**（1956年制定）では、補導・保護される存在であった女性を、ひとりの困難を抱える女性として「福祉の増進」「人権の尊重・擁護」「男女平等の現実」の視点から、きめ細かに支援をしていくため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定されました。

困難を抱える女性とは…？

DVや性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻、生活困窮、孤独・孤立などさまざまな背景や困難を抱える女性を指します。

売春防止法第3章「補導処分」と第4章「保護更生」が改廃されました。

存続	第１章　売春の禁止	第２章　勧誘など売春を助長する行為への刑事処分
廃止	第３章　売春を目的とした勧誘行為等をした女性への補導処分	第４章　売春を行うおそれのある女子の保護・更生、指導、施設への収容保護

※第4章を切り離して新法に組み込む

八潮市女性相談室では、困難女性支援法の理念に基づいて相談を行っています。
詳しくは裏面をご覧ください➡

埼玉県東部地域振興センターからのお知らせ

埼玉県東部地域振興センターでは、管内の市町などと連携し、地域振興のための取り組みを行っています。

令和5年度は「女性の活躍とヘルスリテラシー」と題して、「月経」にフォーカスした「女性特有の健康課題」に向けた事業を実施しました。

女性特有の月経随伴症状による1年間の労働損失は5,700億円と試算されています。少子高齢化で生産年齢人口が減少する中、職場や地域で女性がいきいきと活躍する社会を実現するためには、月経など女性特有の健康課題への理解と対応が不可欠です。国や一部の企業では、そのための取り組みも始まっています。

一方で、身近な地域社会や家庭では、男性はもちろん女性も、月経はいまだ「つらくても我慢すべきもの、隠すもの」と思っている方がほとんどです。

そこで、この課題に知見を有する管内企業（株式会社メディセオ）と連携し、令和5年度に市民向け・企業向けセミナーを実施しました。

このたび、より多くの方に「月経」について理解を深めていただくため、セミナーで紹介した月経をとりまくデータや講師による対談などを掲載したパンフレットを作成しました。

女性はもちろん男性にも読んでいただきたい内容です。

職場研修や地域での講習会などにも、是非、御活用ください。

パンフレットHP

【パンフレットについてのお問い合わせ】
埼玉県東部地域振興センター　地域振興担当
E-mail:n3799861@pref.saitama.lg.jp
TEL：048−737−1110